

魚津市告示第123号

魚津市公衆無線LAN利用規約について

魚津市公衆無線LAN利用規約を次のように定め、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年4月7日

魚津市長 村椿 晃

魚津市公衆無線LAN利用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、災害時における情報通信手段の確保並びに市民及び来訪者の利便性の向上を図ることを目的に、魚津市（以下「市」という。）が提供する公衆無線LAN（以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 市は、本規約及び本サービスが利用しているサービスを提供しているFREE SPOT協議会が定める「FREE SPOTサービス利用規約」に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、本サービスを利用する資格を付与する。

2 利用者は、個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、市が特に認める必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料)

第3条 本サービスの利用料は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(サービスの内容)

第4条 利用者は、本サービスを利用してインターネットへの接続をすることができる。

- 2 本サービスを利用するために接続するSSIDは、「UOZU_CITY_FREE_WIFI」又は「UOZU-AQUARIUM」とする。
- 3 本サービスは、利用時間を制限するため、利用開始から3時間後にインターネット接続を遮断する。ただし、第6条に定める利用者認証を行うことにより、継続して利用することができるものとする。

4 市は、災害時等において、本サービスの利用時間の制限を解除できるものとする。

5 市は、災害時等において、災害時統一の無線ＬＡＮ接続である「０００００ＪＡＰＡＮ」を開放する。

(利用条件)

第5条 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な端末機器、ソフトウェア、電源等を準備するものとする。

(利用の手続き及び利用者認証)

第6条 利用者は、本サービスを利用するため、本サービスに接続後に表示されるウェブブラウザにメールアドレス又はウェブサービスアカウントのいずれかを入力し、利用者認証を行うものとする。

2 利用者は、本サービスを利用する都度、利用者認証を行うものとする。

3 利用者は、災害時等において、市が必要と認めるときは、利用者認証を行なうことなく、本サービスを利用できるものとする。

(履歴情報及び特性情報の利用目的及び取扱い)

第7条 市は、利用者が本サービスを利用した際に、接続日時、ＭＡＣアドレス、ウェブブラウザ種別等利用環境及びメールアドレス等認証時識別情報を取得するものとし、取得した情報は、一定期間保存するものとする。

2 市は、取得した情報を、本サービスの利用状況の調査、内容の改善等に利用することができる。

3 市は、法令又は裁判官の発する令状等に基づき、警察等からこれらの内容について提出を求められた場合は、これに応じるものとする。

(著作権等)

第8条 本サービス及び本サービス上に表示される各種情報等に関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等その他これらに類するものを含む。）は、それぞれの権利の権利者に帰属する。

2 利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報又はファイルについて、著作権法で定める利用者個人の私的利用のための複製の範囲を超えて利用できないものとする。

3 利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報又はファイルについて、第三者をして使用させたり、公開させたりすることはできないものとする。

4 利用者は、本条の規定に違反して紛争が発生した場合、自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、市をいかなる場合においても免責し、市に対して損害を与えないものとする。

(禁止事項)

第9条 利用者は、本サービスの利用に当たり、以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者若しくは市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者若しくは市の財産又はプライバシーを侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、第三者若しくは市に不利益又は損害を与える行為若しくは与えるおそれのある行為
- (4) 第三者又は市を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそれらのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、又は提供する行為
- (10) 特定若しくは不特定多数に配信する広告、宣伝、勧誘等又は詐欺まがいの情報又は嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) 本サービスを再販売、賃貸する等、本サービスそのものを営利目的とする行為
- (13) 第三者若しくは市に対しメール受信を妨害する行為又は連鎖的なメール転送を依頼若しくは当該依頼に応じて転送する行為
- (14) 本サービスによりアクセス可能な第三者若しくは市の情報を改ざん又は消去する行為
- (15) 第三者若しくは市に迷惑・不利益を及ぼす行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為又は本サービスの運営を妨げる行為
- (16) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反する、若しくは違反するおそれのある行為又は市が不適切と判断する行為

(免責)

第10条 市は、本サービスの提供に関して利用者に生じた損害、トラブル等について一切の責任を負わないものとする。

2 市は、利用者が使用する端末機器及びソフトウェア等について、一切動

作保障は行わないものとする。

- 3 市は、本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと、及び本サービスが中断なく稼働することをなんら保証しないものとする。
- 4 市は、本サービスにいかなる不具合があってもそれを回復、訂正等する義務を負わないものとする。
- 5 市は、本サービスの接続及び速度を保証しないものとする。
- 6 市は、利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。

(利用制限等)

第11条 市は、利用者が本サービスを意図的に不正利用する場合、端末装置の動作によって無線ネットワークに負荷をかける場合等は、本サービスの利用制限をすることができる。

- 2 市は、青少年の健全な育成等の観点から、特定のウェブサイトへの接続を制限することができる。

(サービスの中止)

第12条 市は、必要と認める場合は、通知を行うことなく、本サービスの機能の全部又は一部の使用を中止又は終了することができる。なお、当該中止又は終了により利用者に損害が生じた場合であっても、市はいかなる責任も負わないものとする。

- 2 市は、利用者が本規約に定める事項に違反した場合は、通知を行うことなく当該利用者との間において利用資格を解約し、本サービスの使用を中止させることができるものとする。

(規約の変更)

第13条 市は、必要と判断した場合は、利用者の事前又は事後の承諾を得ることなく、本規約の内容を予告なく変更することがある。また、利用者が本規約の変更後に本サービスを使用する場合は、利用者が当該変更について同意したものとみなす。

(損害賠償)

第14条 利用者が本規約に違反した結果、市が損害を被った場合、利用者は、その損害を負担するものとする。

(法令等の遵守)

第15条 利用者は、本サービスの利用に当たって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則、命令等を遵守するものとする。